

日行連発第253号
令和3年6月2日

各单位会長 様

日本行政書士会連合会
会長 常住 豊
許認可業務部
部長 村山 豪彦

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態措置等を実施すべき区域の変更
(令和3年5月21日)に伴う工事及び業務の対応について(周知)

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態措置等を実施すべき区域の変更に伴う工事及び業務の対応については「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態措置等を実施すべき区域の変更(令和3年5月14日)に伴う工事及び業務の対応について」(令和3年5月26日付・日行連発第237号)にてお知らせしたところですが、今般、国土交通省より令和3年5月21日に、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態措置を実施すべき区域(以下「緊急事態措置区域」という。)について、1都1道2府5県から沖縄県を含む1都1道2府6県に拡大する公示がなされことを踏まえ、地方公共団体及び建設業団体等あてに送付したとの連絡がありましたので、お知らせいたします。

本件については、日行連会員サイトにて周知いたしますが、各单位会におかれましては、会員への周知徹底につきご協力くださいますようお願いいたします。

【別添】

- ・新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態措置等を実施すべき区域の変更(令和3年5月21日)に伴う工事及び業務の対応について(令和3年5月23日・国土交通省)

【参考】

- ・国土交通省 新型コロナウイルス感染症対策ホームページ

https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk1_000181.html